

evo 利用約款

evo利用約款(以下「本約款」という)は、株式会社エデュース(以下「当社」という)と、第1条(定義)にて定めるevoサービス(以下「本サービス」という)の利用を希望する、又は本サービスの利用に係る契約(以下「本契約」という)を締結した学校法人等(以下「利用校」という)に対して適用されるものとする。当社は、本約款に基づき、株式会社ノプラス(以下「ノプラス」という)をして利用校に本サービスを提供させるものとし、利用校は、その利用にあたり、本約款を遵守するものとする。

第1条(定義)

- 「evo サービス」とは、ノプラスが提供する evo システム及びこれに付随するサービスの総称をいう。
- 「evo システム(以下「本システム」という)」とは、ノプラスがインターネット上で提供するクラウド型学生募集活動支援システム「evo」のことをいう。
- 「初期設定」とは、利用校が本システムを利用するために必要な、本システムの設定作業及びデータ移行作業をいう。
- 「納品」は、ノプラスが利用校に対し、本サービスが利用可能な状態になった旨の通知をもってそれとみなす。
- 「提供情報」とは、本システムの初期設定、データインポート等に必要な情報であって、利用校がノプラスに提供した状態の元情報をいう。
- 「蓄積情報」とは、利用校あるいは、利用校及びノプラスが本システムの利用を許諾した者が、本システム上に登録・移行し、本システムによって管理されている情報をいう。

第2条(本サービスの利用申込み及び契約の成立)

- 利用校は、本サービスの利用にかかる申込みを行う場合には、本約款に同意の上、別途、当社が指定する方法で申込みを行うものとする。
- 本約款は、第3条(サービスの内容)第2項で定める個別の契約(以下「個別契約」という)に対しても適用される。

第3条(サービスの内容)

- ノプラスが利用校に対して提供する本サービスの内容は下記のとおりとする。
 - 基本サービス
 - A: 本システム利用
利用校の本サービスの利用開始にあたり、利用校はノプラスに対し、初期設定に必要な情報・データを速やかに提供し、ノプラスはそれをもって初期設定を行う。ノプラスは本システムを利用可能な状態とし、利用校に提供する。
 - B: 本サービス利用に関するサポート窓口

本システムの利用方法やトラブルに関してのサポート窓口を提供する。サポート対象は本サービスに関する内容とし、利用校のシステム利用環境や他社商品・サービスに関しての問合せは含まない。サポート時間や問合せ先などの窓口詳細については、本システム上への表示若しくはその他の方法により提示する。

(2) 有償オプションサービス

A: データ入力・修正代行サービス

利用校からの提供情報の本システムへの入力・インポートや、蓄積情報の更新・削除・補正等を請負う。詳細は、別途、個別契約によって定めるものとする。

B: その他サービス

evo システムに関連して展開する追加機能サービス。

(3) その他

前各号に該当しない事案については、別途、個別契約によって定めるものとする。

2. ノプラスは、サービス提供に関わる業務をノプラスが提携する事業者に出向させることができ、利用校はこれを承諾する。その場合、ノプラスは当該事業者に対し、本約款で規定する秘密保持義務と同様の義務を負わせることとし、業務に必要な範囲においてのみ秘密情報を開示する。

第 4 条(利用許諾)

1. ノプラスは、利用校に対し、利用校による本サービスの利用を許諾する。
2. 利用校は、本サービスを利用校の学生募集活動以外の目的に利用することはできない。
3. 利用校は、第三者に対し、本サービスの利用を再許諾することはできない。ただし、利用校が資料発送業務・入力業務・高校訪問業務などを外部(以下「外部事業者」という)へ委託し、本システムを利用させる必要がある場合に限り、外部事業者に対して本システムの利用についてのみ再許諾をすることができる。
4. 第 3 項の場合、利用校は、本サービス利用の再許諾を行った外部事業者に対し、利用校が本契約に基づいて負う義務と同一の義務(ただし、第 6 条(料金)、第 18 条(損害賠償)を除く)を負わせるものとする。当該外部事業者が当社又はノプラス若しくは本サービスに損害を与えた場合には、利用校は当社に対して損害を賠償するものとし、当社及びノプラスは当該外部事業者に対して一切の責任を負わない。
5. 利用校が第 3 項に反し、第三者に本サービスを利用させたことにより当社又はノプラス若しくは本サービスに損害が生じた場合、利用校は賠償の責めを負うものとする。

第 5 条(利用期間)

1. 利用校の本サービスの契約初年度の利用期間は、本システムの納品から年度末までとする。ただし、最低契約期間は本システムの納品から 6 ヶ月間とする。
2. 利用校は、本サービスの利用を終了する場合、利用期間満了の 2 か月前までに、当社所定の書面にて当社に通知する。
3. 前項の通知がない場合は、同一条件をもって利用期間を 1 年間更新するものとし、以降についても同様とする。

第6条(料金)

1. 当社は、利用校に対して、以下各号に定めるところに従い、本サービスの料金を請求する。
 - (1) [基本サービス] 初期設定料
金額 : 個別契約に従い、料金を請求する。
請求時期 : ノプラスが、本システムの初期設定を完了し、利用校への本サービス提供開始の通知をもって、納品を完了したとき。
 - (2) [基本サービス] 年間利用料
金額 : 個別契約に従い、料金を請求する。
請求時期 : ノプラスが、利用校への本サービス提供開始の通知をもって、納品を完了したとき。なお、次年度以降は、毎年4月とする。
 - (3) [有償オプションサービス] 料金
納品月を請求月とし、個別契約に従い、料金を請求する。なお、年間利用料は、基本サービスの年間利用料と合わせて、毎年4月を請求月とする。
 - (4) [その他] 料金
納品月を請求月とし、個別契約に従い、料金を請求する。
2. 利用校は、第1項各号に定める料金について、以下の条件にて支払いを行う。
締日 : 月末
支払期日 : 翌月末
支払方法 : 当社の指定する口座に振り込む。なお、振込手数料は利用校の負担とする。
3. 利用校が当社に対し本サービス利用の意思表示をし、ノプラスが初期設定の作業に着手した後は、利用校は本サービス利用の申込をキャンセル、あるいは本契約を解除したとしても、第1項第1号の支払いを免れない。第1項第3号又は第4号において初期設定料若しくは作業費が発生する場合も同様とする。
4. 利用校は、契約期間中の本サービス利用の有無にかかわらず、契約期間内の利用料全額を一括にて支払うものとする。当社の料金の受領後は、当社の責めによるべき事由に基づき本サービスの提供が不能になった場合を除き、理由の如何を問わず、これを返金しないものとする。
5. ノプラスが利用料等の改訂が必要と判断した場合には、当社からその旨を利用校に通知するものとする。
6. 利用校は、本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。当社は、支払いが確認できない場合、サービスの利用停止又は本契約及び個別契約の解除の手続を取る場合がある。

第7条(システムの利用方法)

1. ノプラスは、本システムをノプラスの契約・運用管理するクラウドサーバにおいて稼働させ、利用校は、インターネット回線を用いて本システムにアクセスすることにより本サービスを利用する。
2. 利用校は、自らの責任と費用において、ハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保等、本システムの利用に必要な環境(以下「利用環境」という)を整備するものとする。

る。

3. 利用校は、本サービスを利用するにあたり、各利用者に対してユーザーID 及びパスワードを発行する。利用校はユーザーID・パスワードを第三者に開示、貸与、共有、漏洩することのないよう厳重に管理するものとする。利用校のユーザーID 及びパスワードの入力により本システムにログインされた場合には、利用校が本サービスを利用しているものとみなし、当該行為により利用校若しくは第三者が損害を被った場合、利用校の故意や過失の有無にかかわらず、当社及びノプラスは一切の責任を負わないものとする。

第 8 条(届出事項の変更)

利用校は、本サービス申込時に当社へ届け出た事項に変更が生じた場合、当社所定の方法を通じて、変更内容を速やかに届け出るものとする。

第 9 条(知的財産権等)

1. 本サービスのプログラム、システム仕様、画面構成等、本サービスに関する一切の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利(以下「知的財産権等」という)は、全てノプラス又はそのライセンサーに帰属する。利用校は、本契約に基づいて提供される本サービスに関する知的財産権等を取得するものではない。
2. 利用校は、本サービスの一部又は全部を、複製、改変、頒布、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブラ又はその他の方法により、解析しようと試みてはならない。
3. ノプラスが本サービスにおいて提供している高校基本情報は、ノプラス又はノプラスに対するライセンサーが著作権を有しており、利用校は本サービス利用以外の目的で、当該情報を利用、改変、頒布してはならない。

第 10 条(禁止事項)

利用校は、本サービスの利用にあたり、故意又は過失の有無にかかわらず、自ら又は第三者を利用して、以下各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 承諾を得ることなく他人の著作物やその複製物を送信する行為、他人のプライバシーや企業秘密に属する事項を送信する行為など、ノプラス若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権、財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (2) ノプラス若しくは第三者に、不利益又は損害を与える行為又はそのおそれのある行為
- (3) 第三者の人権を侵害する行為ないし公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 詐欺・脅迫など犯罪実行の手段や、犯罪の教唆・扇動のために本サービスを利用するなど、犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為
- (5) ノプラスのサーバに極度の負荷をかけるような態様で本サービスを使用するなど、ノプラス若しくは本サービスの運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為
- (6) ノプラス若しくは本サービスの信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為

- (7) 当社又はノプラスに対して虚偽の申告、届出を行う行為
- (8) 本サービスを通じて、又は本サービスに関連してコンピュータウィルス等、有害なプログラムを使用又は提供する行為又はそのおそれのある行為
- (9) 法令に違反する行為
- (10) 利用校のものとして登録したユーザーID 及びパスワードを、利用校以外の第三者に使用させる行為
- (11) 第三者へ本契約上の地位を貸与、譲渡する行為
- (12) 本サービスの一部又は全部をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブラ又はその他の方法により解析する行為
- (13) 前各号の行為を、直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
- (14) その他、ノプラスが不適當であると判断する行為

第 11 条(情報の取扱いに関する合意事項)

1. 利用校は、提供情報及び蓄積情報が法を遵守して適正に取得されたものであることを保証するとともに、特に個人情報においては、その取扱いをノプラスに委託することについて、個人情報の主体たる本人に対して責任を負う。
2. ノプラスは、提供情報及び蓄積情報について、細心の注意を払い、安全に管理するよう努めるものとする。
3. ノプラスは、ノプラスのサービス向上のため、提供情報及び蓄積情報について、個人を特定しない形であることを条件に、当該情報を利用することができる。
4. 利用校は、提供情報を自らの責任においてバックアップするものとする。
5. ノプラスは、サーバの故障・停止時等の復旧の便宜に備えて、蓄積情報をバックアップできるものとする。
6. ノプラスは、以下各号の一に該当する場合には、提供情報及び蓄積情報を第三者へ開示することがある。
 - (1) 利用校の同意を得たとき
 - (2) 捜査機関の令状、裁判所からの調査嘱託等開示の要求又は行政機関から開示要求があるとき
 - (3) 法律に従い開示の義務を負うとき
 - (4) ノプラスが、利用校が第 10 条(禁止事項)各号に該当する行為を行っている判断したとき
 - (5) 利用校や第三者の生命・身体・その他重要な権利を保護するために必要なとき
 - (6) 本サービスのメンテナンスのため緊急の必要があるとき
 - (7) 上記各号に準じる必要性があるとき
7. ノプラスは、以下各号の一に該当する場合には、提供情報及び蓄積情報について、その一部又は全部を削除することがある。ノプラスは、削除された提供情報及び蓄積情報について、当該情報の復旧を含めて一切責任を負わない。
 - (1) 利用校の同意を得たとき
 - (2) ノプラスが、利用校が第 10 条(禁止事項)各号に該当する行為を行っている判断したとき
 - (3) 本契約が、第 14 条(契約の解除)に定める解除により終了したとき
 - (4) 第 13 条(サービス提供の廃止・契約終了)によって本サービスの契約を終了したとき、又は本サ

ービスが廃止されたとき

- (5) 提供情報を用いたノプラスの作業が完了するなど、ノプラスが不要と判断したとき
- (6) ノプラスの定める蓄積情報の保有期間(10年)を経過したとき
- (7) 上記各号に準じる必要性があるとき

第12条(サービスの中断)

1. 本サービス提供中、本サービスのシステム障害等が発生した場合、ノプラスは、迅速に誠意をもってサービスの回復に努めるものとする。
2. ノプラスは、以下各号の一に該当する場合には、利用校に事前に連絡することなく、一時的に本サービスの提供を中断することがある。
 - (1) 本サービスの点検・保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電、事故などにより本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議などにより本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) ノプラスの利用する通信回線、インフラストラクチャ等に生じた事象により、本サービスの提供が困難になった場合
 - (6) OS やミドルウェアの不具合など予想外の技術的問題
 - (7) その他、運用上、技術上、ノプラスが本サービスの一時的な中断を必要と判断した場合
3. 前項各号の一の事由により、本サービスに遅延又は中断が発生した場合、利用校が本サービスを利用できなかったことに関する損害、作業が中断したことに関する損害、データが失われたことに関する損害、本サービスを利用することによって得られたであろう利益を得られなかった損害など、本サービスの利用に際して発生した損害については、直接損害・間接損害、現実発生した損害か否かを問わず、当社及びノプラスは一切の責任を負わないものとする。

第13条(サービス提供の廃止・契約終了)

1. ノプラスは、やむを得ない事由が発生した場合には、本サービスの提供を廃止又は本契約及び本契約に基づく個別契約を終了することがある。
2. ノプラスは、本サービスを廃止する場合には、あらかじめ、ウェブサイトにおける告知、当社からの連絡、その他適宜の方法により利用校に通知する。ただし、緊急、その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

第14条(契約の解除)

1. 当社又は利用校が、以下各号の一に該当したときは、相手方は、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除できるものとする。
 - (1) 本契約又は個別契約の各条項の一に違反し、その是正を催告したにもかかわらず、相当期間内には是正を行わないとき

- (2) 不正な行為又は相手の信頼を著しく失墜させる行為をなしたとき
 - (3) 本契約又は個別契約の各条項のいずれかに重大な違反があったとき、又は債務履行が困難と認められるとき
 - (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算申立、特定調停申立、あるいはこれらのための保全手続の申立がなされた、あるいは受けた場合
 - (5) 自己振出の手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (6) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (7) その他、任意整理の通知を発する等、信用状態に重大な不安が生じたと判断される場合若しくは将来において生じると判断される場合
 - (8) その他、前各号に準ずる事態が発生したとき
2. 第 1 項の規定によって利用校が本契約を解除された場合、既に支払われた料金は返金しないものとし、利用校は、当社に対して未払金等の債務がある場合には、支払期限の如何に関わらず、直ちに全額を支払う。
 3. 第 1 項に基づく本契約の解除においても、利用校及び当社は、第 18 条(損害賠償)の請求を妨げられない。

第 15 条(契約終了後の措置)

1. 本契約の全部あるいは一部の解除若しくは利用期間満了、その他の事由により契約終了した場合、利用校は本サービス及び本システムの利用を終了する。
2. ノプラスは、契約が終了する日の翌日以降に、蓄積情報を削除するものとし、契約終了日以降は、蓄積情報の保管、バックアップ、復旧等に関して、一切の責任を負わない。

第 16 条(残存義務)

当社及び利用校は、本契約又は個別契約の終了時においても、第 9 条(知的財産権等)、第 17 条(秘密保持)、第 18 条(損害賠償)に定める義務を負うものとする。

第 17 条(秘密保持)

1. 本契約において「秘密情報」とは、本サービスに関連して、開示者が被開示者に対し、開示又は提供した開示者の経営、技術、営業上の情報(文書、図面、電子メール、電子的記録媒体、口頭などの開示及び提供方法は問わない)をいう。ただし、以下各号の一に該当することを被開示者が立証した情報についてはこの限りではない。
 - (1) 開示者から開示を受ける前に、被開示者が知得していた情報
 - (2) 開示者から開示を受ける前に、公知となっていた情報
 - (3) 開示者から開示を受けた後に、被開示者の責に帰すことができない事由により公知となった情報
 - (4) 被開示者が開示者から開示を受けた情報によらず独自に開発した情報
 - (5) 被開示者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

- (6) 法律、規則、官庁若しくは裁判所の要求に基づき開示される情報
2. 前項の規定にかかわらず、本約款に基づき開示した以下の情報は前項の秘密情報に該当するものとする。
 - A: 「個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という)」に定める個人情報
 - B: 当社又はノプラスが利用校に開示又は利用可能な状態とした本サービスのプログラム及びシステム仕様・ハードウェア構成・ソフトウェア構成(プログラミング言語・フレームワークを含む)・画面構成(以下「システム情報」という)
3. 被開示者は、本契約及び個別契約により知り得た秘密情報の秘密を厳格に保持し、被開示者の役員及び従業員のうち本サービスの利用又は本サービスの提供を履行するため(以下「本目的」という)に秘密情報を知る必要のある者以外にはいかなる第三者にも一切開示、提供又は漏洩してはならない。
4. 前項各号の規定にかかわらず、被開示者は、事前に書面による開示者の承諾を得た場合は、秘密情報を第三者に開示することができる。
5. 被開示者は、被開示従業員(秘密情報を知得した後に退職した者及び前項の規定に基づき秘密情報を開示した第三者を含む。以下同じ)に対し、本契約に定める秘密保持義務を負わせるものとし、被開示従業員が本条の一に違反した場合には、被開示者が違反したものとみなす。
6. 被開示者は、秘密情報を本目的のため以外に使用してはならない。
7. 被開示者は本目的のために合理的に必要な範囲内でのみ秘密情報を複製することができるものとし、当該複製物も秘密情報として扱うものとする。
8. 秘密情報のうち、個人情報については、個人情報保護法を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって取扱うものとする。

第 18 条(損害賠償)

1. 当社及び利用校は、自らの責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたとき、契約解除の有無にかかわらず、相手方に対し、当該損害を賠償する責任を負う。ただし、当社が利用校に対して賠償すべき損害の範囲は、利用校に現実に発生した直接かつ通常生じる範囲内の損害に限るものとし、また、その賠償額は、利用校が実際に支払った本サービスの当該年度の年間利用料の 2 分の 1 を限度とし、逸失利益を含むその他の特別損害については責任を負わない。
2. 前項の定めにかかわらず、天災地変、暴動、感染症等の不可抗力、利用校の利用環境に関連する問題、善良な管理者の注意をもって防げない第三者の不正行為、通信回線やインフラストラクチャの障害や外部サービスの不具合等に関連して発生した損害について、当社及びノプラスは利用校に対する賠償の責は負わないものとする。

第 19 条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及び利用校は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる

者(以下「反社会的勢力」という)。

- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社及び利用校は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び利用校は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除できるものとする。
- (1) 第1項各号の保証が事実と反することが判明したとき
 - (2) 第2項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
4. 当社及び利用校は、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに捜査機関への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第20条(譲渡禁止)

利用校は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本サービスに基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできない。

第21条(準拠法)

本約款は、日本法を準拠法とする。

第22条(協議事項)

本約款に関して疑義が生じた場合は、利用者および当社は信義誠実の原則に従い協議する。